

ブルテン No. 2021-01

2021年4月19日

エンタラント及び関係 各位

富士スピードウェイ株式会社

## 2021 富士スピードウェイ一般競技規則改定のお知らせ

2021 富士スピードウェイ一般競技規則 第 5 章 安全規定 第 17 条 走路安全規定 を以下の通り変更し、2021 年 4 月 19 日より適用する。(変更箇所：太字下線部)

### 第 5 章 安全規定

#### 第 17 条 走路の安全規定

1. 走路区分線は白線で明示される。またホームストレートのピット入口・出口付近の走路区分線は破線で明示される。これらの走路区分線を4輪ともに逸脱した場合、走路を退去したものとみなされる。4輪ともに逸脱していない状況であってもホームストレート進行方向右側のコンクリートウォール付近やその前後での走路区分線をはみ出しての危険な走行や、ピット入口・出口付近の赤白ゼブラ路面を横切つての走行などは危険行為・妨害行為とみなされる。
2. 各コーナーへの進入をミス、又は安全上の措置により、走路区分線を4輪ともに逸脱した場合は、安全を確認した上で走路に戻るることができる。  
ダンロップコーナー (T10) のエスケープロードに進入した場合は、エスケープロードに設置されたシケインを安全な速度で通過した後、安全を確認した上で走路に戻る事が許される。如何なる場合も走路に戻る際は、走路を正規に走行している車両の進路を妨げてはならない。
3. コーナーをショートカットしたり、ランオフエリアをそのまま走行するなど、4輪ともに走路区分線を越えたのちに走路に復帰した場合、下記の処置がとられる。  
プラクティス (公式練習、予選) : アドバンテージを得たと判定された場合、当該周回のタイムは採択されない。  
決勝レース : 結果として有利になったと判定された場合、ペナルティが科せられる。  
いずれにおいても、走路外走行を繰り返すことは車両に対するコントロールの欠如と見做され、失格に至る罰則が科せられる場合がある。
4. ドライバーは自らの意志に反してまたはその他の理由により走行中に車両を止めざるを得ない場合、できる限り速やかに走路外の安全な場所に移動し、競技中の他の車両に危険又は走行の妨げとならぬようにしなければならない。万一、他の車両に危険又は走行の妨げとなる場所に停止し、ドライバー自身で車両を移動させることができない場合は、競技役員に援助を要請して安全な場所に移すものとする。この場合ドライバー自身で違反無く走路に復帰したときには失格にならない。

以上